

デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応）
総合評価基準

本資料は、デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応）に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1－1の評価項目及び得点配分基準及び別紙1－2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- （1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- （2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	6 0	1 2 0	1 8 0

4 総合評価の方法

- （1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- （2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってく

じを引かせ落札者を決定する。

デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応）

評価項目及び得点配分基準

*は必須の項目 ※分類：○がある項目は価格と同等に評価できない項目

評価項目（要求要件）	基礎点	加 点	分類
1 業務の実施方針 [60点]	20	40	
① 業務の内容の妥当性、独創性	5	10	○
* i) 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]	5	10	
② 業務の実施方法の妥当性、独創性	5	15	○
* i) 業務の実施方法が明確に示されており、妥当であること。[業務の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]	5	15	
③ 成果物の作成等の妥当性、独創性	5	10	○
* i) 成果物の作成方法が明確に示されており、妥当であること。[成果物の作成方法について、事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]	5	10	
④ 業務計画の妥当性、効率性	5	5	○
* i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。[作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]	5	5	
2 組織の経験・能力 [32点]	12	20	
① 組織の類似業務の経験	—	8	
i) 過去に自治体において教育 DX 推進の支援等の業務に従事した実績や全国の自治体向けの国が行う調査業務の実績があれば、その内容に応じて加点する。	—	8	
② 組織の業務実施能力	12	12	
* i) 業務を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性がみられること。	6	—	
ii) 教育現場における校務についての幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力があり、速やかな業務遂行が可能であれば加点する。	—	12	
* iii) 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	—	
3 業務従事予定者の経験・能力 [16点]	8	8	
① 業務従事予定者の類似業務の経験	—	8	
*i) 過去に調査業務を行った実績があれば、その内容に応じて加点する。	—	8	
② 業務従事予定者の事業内容に関する専門的知見・適格性	8	—	
* i) 業務に必要な幅広い専門的知見・調査分析能力等を有すること。	8	—	
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [6点]	—	6	
① ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	6	
以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]	—		
i) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）			
ii) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）			
iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。			

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			
---	--	--	--

*は必須の項目 ※分類：○がある項目は価格と同等に評価できない項目

5 賃上げを実施する企業に関する指標〔6点〕	—	6	
① 賃上げの表明	—	6	
<p>以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする）</p> <p>i) 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>ii) 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「『総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について』（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては7点減点する。</p>	—		
合 計 〔120点〕	40	80	

デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応）
加点付与基準

加点評価項目	評 価 区 分		
	大変優れて いる	優れている	優れて いない
1 業務の実施方針			
① 業務の内容の妥当性、独創性			
＊ i) 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	1 0	5	0
② 業務の実施方法の妥当性、独創性			
＊ i) 事業成果を高めるための工夫について	1 5	5	0
③ 成果物の作成等の妥当性、独創性			
＊ i) 事業成果を高めるための工夫について	1 0	5	0
④ 業務計画の妥当性、効率性			
＊ i) 作業の日程・手順等について	5	2	0
2 組織の経験・能力			
① 組織の類似業務の経験			
i) 類似業務の実績内容について	8	4	0
② 組織の事業実施能力			
ii) 優れた情報収集能力、速やかな業務遂行について	1 2	6	0
3 業務従事予定者の経験・能力			
① 業務従事予定者の類似業務の経験			
i) 類似業務の実績内容について	8	4	0
4 ワーク・ライフ・バランス等の取組について	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が 高い区分により加点を行うものとする。		
i) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に 基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・プラチナえるぼし	6		
・認定段階 3	5		
・認定段階 2	4		
・認定段階 1	3		
・行動計画	2		
ii) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企 業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・プラチナくるみん	6		
・くるみん④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）	5		
・くるみん認定②③（平成29年4月1日～令和 7 年3月31日までの基準）	4		
・トライくるみん	4		
・くるみん認定①（平成29年 3 月31日までの基準）	3		
・行動計画	2		
iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ユースエール認定	6		
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については 相当する各認定等に準じて加点する。			

<p>5 賃上げの取組について</p>	<p>※いずれかに該当することにより加点を行うものとする。</p> <p>※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては7点減点する。</p>
<p>i) 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p>	<p>6</p>
<p>ii) 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p>	<p>6</p>